

碧南市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、総務部、企画財政部、市民生活部、会計課、監査委員事務局の令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年2月2日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 林田 かなめ

令和 7 年度
定期監査報告書

総務部
企画財政部
市民生活部
会計課
監査委員事務局

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 総務部 秘書課、行政課、税務課
- (2) 企画財政部 企画政策課、財政課
- (3) 市民生活部 地域協働課、危機管理課、市民課
- (4) 会計課
- (5) 監査委員事務局

3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年10月31日

4 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和7年12月22日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。